

加盟団体等倫理規程

第1条（目的）

本規程は、パワーリフティング競技が果たす社会的役割を踏まえ、本協会の加盟団体及び所属団体が担う社会的責任に鑑み、加盟団体及び所属団体の事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止及びパワーリフティングにおけるコンプライアンスの推進を図り、もって本協会ひいてはパワーリフティングに対する社会的な信頼を確保することを目的として、本協会加盟団体及び所属団体に対して禁止する行為、違反した場合の処分の内容その他を定める。

第2条（定義）

本規程において、加盟団体等とは以下のものをいう。

- (1) 本協会に登録した加盟団体（以下、「加盟団体」という）
- (2) 加盟団体に登録した所属団体（以下、「所属団体」という）

第3条（加盟団体等の禁止行為）

加盟団体等は以下の行為を行ってはならない。

- (1) 法令に違反すること。
 - (2) 本協会、加盟団体もしくは本協会が加盟する団体の定める諸規程又は決定に違反すること。
 - (3) 本協会、加盟団体、本協会が加盟する団体、又はパワーリフティング競技に関わる一切の者の名誉又は信頼を毀損する行為を行うこと。
 - (4) パワーリフティングに関し、不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること。
 - (5) パワーリフティングに関し、方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為に関与すること。
 - (6) パワーリフティングに関し、補助金等の不正受給、脱税、その他不正な経理に関与すること。
 - (7) その他、パワーリフティングに関し、直接または間接を問わず、品位を失うべき非行を行うこと。
 - (8) 第三者が全各項に定める行為を行うことを幫助し、教唆し、もしくはこれを是正すべき権限を有するにもかかわらずこれを放置し、又は適切な対応を行わないこと。
- 2 アンチドーピングに関しては、ドーピング防止規程による。
 - 3 前第1項に基づき、加盟団体等の禁止行為を認定するに当たっては、加盟団体等に所属

するが、禁止行為に何ら関与しない個人が不当に取り扱われることの無いよう、禁止行為の性質や態様を踏まえて、加盟団体等を処分する必要がある場合に限って禁止行為違反を認定しなければならない。

第5条（処分）

本協会は、禁止行為を行なった加盟団体等に対し、禁止行為の内容及び程度並びに情状に応じ、以下の処分を行い又は併科することができる。

- （1）戒告：口頭による注意を行い戒める
- （2）けん責：文書による注意を行い戒める
- （3）罰金：10万円以上50万円以下の金額を本協会に納入する
- （4）有期の資格停止：1ヶ月以上1年以下、本協会の加盟団体等としての資格を停止する
- （5）無期の資格停止：永久に本協会の加盟団体等としての資格を停止する
- （6）登録資格剥奪：永久に本協会の加盟団体等としての資格を剥奪する

- 2 前各号の適用に当たっては、加盟団体等に所属し、禁止行為に関与していない登録者のパワーリフティング競技への参加が不当に害されることの無いよう、十分に配慮を行わなければならない。

第6条（資格停止の猶予）

過去に本協会の処分を受けたことのない加盟団体等が有期又は無期の資格停止の処分を受けるにあたり、本協会は情状により、処分が確定した日から1ヶ月以上1年以下の期間、資格停止を猶予することができる。

- 2 前項に定める猶予期間中において、加盟団体等が違反行為を行なった場合、本協会は直ちに資格停止の実行の猶予を取り消さなければならない。

第7条（処分の手続等）

前第5条に規定する処分手続については、本協会の倫理委員会規程による。

- 2 前条の処分に対する不服申立ては、本協会の倫理委員会規程による。

第8条（改廃）

本規程は、あらかじめコンプライアンス委員会及び倫理委員会の意見を聴いて、理事会の決議により変更することができる。

<附則>

- 1 本規程は、令和6年3月21日に制定し、同日より施行する。

処分の標準例

1. 法令等に反する会議体運営

【例示】

- ・加盟団体等において、法令上必要とされている社員総会を数年間開催していない。
- ・当該団体が規定する約款等において理事会決議事項とされている事項について、理事会決議なく実施されていた。
- ・規約等に監査機能を定めているにもかかわらず、監査を実施していない。

【処分例】

- (1) 本協会の指導に対して、これを是正しない場合には、戒告又はけん責とする。
- (2) 本協会の指導に対して、虚偽の報告や事実の隠蔽を図るなど作為的な場合は、罰金及び有期の資格停止とする。

(加重要素)

本協会に具体的な不利益が生じた場合。

(軽減要素)

真摯に反省している場合。

法令等の違反の程度が軽微な場合。

法令違反等の瑕疵を治癒するような方策がなされた場合。

2. 大会運営に関する義務違反

大会実施規程に定める事項又は同規程の覚書に定めた事項の義務を果たさない場合。

【例示】

- ・開催案内作成、後援の申請業務、成績整理などを放棄した。
- ・会計報告など、本協会に対して必要な報告を怠った。
- ・反社会勢力が主管協会の役員に着任した。
- ・覚書に反し、大会に係る業者から金品を受領した。

【処分例】

- (1) 締切の超過、不注意による場合は、戒告又はけん責とする
- (2) 本協会による是正要求に対して従わない場合は、罰金とする。
- (3) 本協会による是正要求に対して虚偽の報告や事実の隠蔽を図るなど作為的な場合は、罰金及び有期の資格停止とする。

(加重要素)

本協会に具体的な不利益が生じた場合。

(軽減要素)

真摯に反省している場合。

法令等の違反の程度が軽微な場合。

法令違反等の瑕疵を治癒するような方策がなされた場合。

3. 不適切経理

【例示】

- ・加盟団体等の役員職員が補助金等の虚偽申請を行うこと。
- ・加盟団体等の役員職員が補助金等の目的外流用を行うこと。
- ・簿外資産を管理し、報酬規程等何らの根拠もないままに、他の役員等に対して役員報酬以外の名目で多額の金銭を交付すること。
- ・証憑書類の偽装をすること。
- ・粉飾決算を行うこと。

【処分例】

(1) 事実が認定されれば、けん責とする。

(2) 本協会による是正要求に対して虚偽の報告や事実の隠蔽を図るなど作為的な場合は、罰金及び有期の資格停止とする。

(加重要素)

本協会に具体的な不利益が生じた場合。

(軽減要素)

真摯に反省している場合。

法令等の違反の程度が軽微な場合。

法令違反等の瑕疵を治癒するような方策がなされた場合。

4. 所属団体等のインテグリティ違反

チーム全体に違反行為を許容する習慣や土壌があり、それをチームが受け入れていた(黙認)ような場合で、違反者個人の責任で片付けられない事案。

【例示】

不正登録に関与した

- ・所属実態がないにもかかわらず、選手が所属しているように装い、個人選手より安価な団体所属の年次会費で登録させた。
- ・住居実態がないにもかかわらず、選手が住居しているように装い、国民スポーツ大会へ出場させた。
- ・電子計算機においてコンビニ払いで選手登録をしたが、代金を支払わずに登録IDを搾取

し、大会に出場させた。

・試合時にライバルチームの試合用具を隠す嫌がらせをした。

(1) 事実の確認ができた場合、戒告又はけん責とする。

(2) 本協会による是正要求に対して虚偽の報告や事実の隠蔽を図るなど作為的な場合は、罰金及び有期の資格停止とする。

(加重要素)

本協会に具体的な不利益が生じた場合。

(軽減要素)

真摯に反省している場合。

法令等の違反の程度が軽微な場合。

法令違反等の瑕疵を治癒するような方策がなされた場合。